

特定非営利活動法人
愛媛外科交流センター
【eSurgery】

趣 意 書

1. 寄 付
2. 賛助会員



NPO 法人 愛媛外科交流センター
<https://www.e-surgery.jp/>

〒791-0204 愛媛県東温市志津川 454 番地
E-Mail: info@e-surgery.jp
FAX: 089-960-5335

各 位

特定非営利活動法人 愛媛外科交流センター 運営ご支援・ご協力のお願い

謹 啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素より皆様には、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

愛媛県域を中心とした外科治療に携わる医師・コメディカル・研究者がより強固に結びつき、より連帯した形で地域への医療貢献し、また会員の相互の学識交換・知識向上・福祉の向上をはかることを目的に、前身の愛媛大学医学部外科同窓会を母体として 2023 年 7 月に特定非営利活動（NPO）法人を設立し、2023 年 9 月開催されました旧愛媛大学医学部外科同窓会総会にて正式に移行承認され発足しました。

本法人は、

- (1) 臨床試験・治験促進事業
- (2) 医学教育・学会会議支援事業
- (3) 医学知識普及・啓発事業
- (4) 医療技術開発支援事業
- (5) 医工連携促進事業
- (6) 国際貢献促進事業
- (7) 地域社会貢献促進事業

等の事業を行い、最新の高度外科専門技術と知識を持つ人材の育成を行うとともに、地域医療での外科治療チーム形成に必要な人材と後進医師・コメディカルの育成に努めていくとともに、地域社会へ積極的な啓蒙活動を通じ、愛媛県を中心とした地域社会の健康と福祉の増進に、外科医療を通じて寄与するべく活動を推進する予定です。

皆様のご協力を得ながら、愛媛県での積極的な活動が行えるよう、より円滑な体制を整えていく予定です。

このような本法人の活動と趣旨にご理解を賜り、この機会に是非とも本法人へのご支援・ご協力をご検討いただき、賛助を賜りますようお願い申し上げます。

末筆ながら、皆様の益々のご発展を祈念申し上げます。

謹 白



特定非営利活動法人 愛媛外科交流センター

理 事 長 泉 谷 裕 則



特定非営利活動法人 愛媛外科交流センター 概要

1. 法人の名称

特定非営利活動法人 愛媛外科交流センター(eSurgery)

2. 法人の設立目的

外科医療技術の高度化・進化に伴い、それを担う外科医師の都市部指向・大病院指向が強くなり、地域間格差・偏在がますます顕著になっています。

また外科医師の労働環境は、未だ 3K と揶揄される状況にあり、働き方改革が叫ばれる医療界において若手医師の外科離れも顕著であります。

2024 年からは医師の時間外労働の上限規制も始まり、今後、愛媛県域で外科手術治療に関わり、最先端治療に関しても地域の状況に応じた形で提供できる体制を継続的に形成するには、垣根に囚われず仲間を増やし、多職種連携も必要となってきます。今後、さらに高度化する外科医療提供体制を地域で整え、より地域医療に貢献を行うべく準備しています。

また、様々な全国・国際学会の愛媛県への誘致にも成功しており、地域から世界への情報発信が出来るような活動も広めている途上です。今後より積極的にこれら活動に支持組織・サポート体制確立のため本法人設立を行うに至りました。

我々は、本法人を通じて、①地域住民への啓蒙活動、②外科医療に携わる医療人の育成、③高度専門知識人の育成、④医工連携の推進、⑤国際協力・貢献に対して援助を積極的に行い、地域の皆様の疾患とその治療法に対する知識向上と、国際感覚の豊富な医師育成を行い、最新医療技術をいち早く体験出来る環境を整え、また地元の企業の皆様と医工連携の場の提供を行うことで、地域全体の活性化を目指していきたいと考えております。

【定款に掲げる事業内容】

- (1) 臨床試験・治験促進事業
- (2) 医学教育・学術会議支援事業
- (3) 医学知識普及・啓発事業
- (4) 医療技術開発支援事業
- (5) 医工連携促進事業
- (6) 国際貢献促進事業
- (7) 地域社会貢献促進事業

3. 社員数 173 名 (2024 年 9 月現在) ※要更新

4. 設立(登記)日 令和 5 (2023)年 7 月 12 日

5. 法人番号 6500005008627

(適格請求書発行事業者：未登録／消費税法上の免税事業者)

6. 法人の概要

■ 所在地： 〒791-0204 愛媛県東温市志津川 454 番地

■ 役員：

役職名	氏 名	所 属
理事	泉谷 裕則	愛媛大学大学院医学系研究科 心臓血管・呼吸器外科学講座・教授
理事	今井 良典	市立宇和島病院 外科・統括科長
理事	榎田 祐三	愛媛大学大学院医学系研究科 肝胆膵・乳腺外科学講座・教授
理事	大谷 広美	愛媛県立中央病院・消化器外科 主任部長
理事	押切 太郎	愛媛大学大学院医学系研究科 消化管・腫瘍外科学講座・教授
理事	佐川 庸	愛媛県立中央病院・乳腺内分泌外科
理事	曾我部 仁史	社会医療法人真泉会 今治第一病院・理事長
理事	北條 禎久	四国中央市国民健康保険新宮診療所・所長
理事	堀内 淳	愛媛県立新居浜病院・院長
監事	亀井 義明	愛媛大学医学部附属病院 乳腺センター・センター長
監事	黒部 裕嗣	愛媛大学大学院医学系研究科 心臓血管・呼吸器外科学講座・准教授
監事	吉田 素平	愛媛大学大学院医学系研究科 消化管・腫瘍外科学講座・准教授

50 音順

7. 事務局連絡先

〒791-0204 愛媛県東温市志津川 454 番地

E-mail : info@e-surgery.jp FAX : 089-960-5335

I. ご寄付のお願い

1. 寄付金の名称 特定非営利活動法人愛媛外科交流センター 寄付金
2. 寄付年間目標額 ￥2,400,000-
※事業計画書・活動予算書・事業報告書・活動計算書は、下記から最新
のものをダウンロードください
<https://www.e-surgery.jp/activityreports>
3. 寄付金募集の対象 法人、個人
4. 寄付金募集期間 通年
5. 寄付金の用途 当法人の各種活動経費および
研究・教育活動助成金に充当
6. 申込方法 添付の申込書にご記入の上、Mail、FAX または郵送にてお
申込みください。
7. 寄付金振込先
 ■銀行名 GMO あおぞらネット銀行 (0310)
 ■支店名 法人営業部 (101)
 ■口座番号 普通 1706102
 ■口座名義 特定非営利活動法人 愛媛外科交流センター
 (フリガナ) トクヒ) エヒメゲカコウリュウセンター
8. 振込手数料・領収書
 ・振込手数料は恐れ入りますが貴社（ご本人）にてご負担くださいますようお願い申し上げます。
 ・ご入金確認後、当法人より領収書を発行いたします。
9. 税制上のお取扱い
 当法人は、認定特定非営利活動法人（認定 NPO 法人）および特例認定特定非営利活動法人ではありません。
 ・個人の皆様からのご寄付は、所得税の寄附金控除（所得控除・税額控除）の対象となりません。
 ・法人の皆様からのご寄付は、法人税法上「一般の寄附金」に該当し、一般の寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金に算入されます。
 ・ご寄付は対価性のない拠出であるため消費税は不課税であり、適格請求書（インボイス）の交付対象ではありません。
 ※具体的なお取扱いは、貴社経理・税務ご担当部門または所轄税務署にご確認ください。
10. ご寄付の受入について
 ・ご寄付の内容が当法人の目的に照らし適当でないと認められる場合は、受入をお断りすることがあります。
 ・お受けしたご寄付は、原則としてご返金いたしかねます。



Ⅱ. 賛助会員のご案内

特定非営利活動法人 愛媛外科交流センターでは、今後、幅広く活動していくために、運営を積極的にサポートしてくださる方々を募集しております。

会員の皆さまには、イベント時のボランティア参加や、寄付活動の際の広報・拡散のご協力をお願いする予定です。

- ・ 賛助会員の種類と年会費

- 賛助会員には、個人会員と法人会員の 2 種類があります。

- ・ 個人 5,000 円/年
- ・ 法人 50,000 円/年 (複数口可)

- ・ 賛助会員の特典

- 年次機関誌 (年 1 回・9 月発行) を送付いたします。
- 当法人ホームページおよび年次機関誌に法人名 (ご芳名) を掲載いたします。

※掲載は、申込書の公表同意欄で「同意する」を選択された場合に限りです。

- ・ 会員期間・更新

- 会員期間は当法人の会計年度 (毎年 7 月 1 日～翌年 6 月 30 日) と同一いたします。
- 年度途中でご入会の場合も、年会費の日割計算はいたしません。
- 翌年度の継続については、同一条件でさらに 1 年間自動更新するものとします。更新をご希望されない場合は、期間満了の 1 か月前 (毎年 5 月 31 日) までに事務局へ書面または電子メールにてご連絡ください。なお、更新に際しては、毎年事務局より更新のご案内および請求書をお送りいたします。

- ・ 入会の手続きおよび賛助会員の地位

- 賛助会員は特定非営利活動促進法上の社員ではないため、総会における議決権を有しません (定款第 6 条)。
- 既納の入会金・会費その他の拠出金品は返還いたしません (定款第 13 条)。

- ・ 会費の税制上のお取扱い

- 当法人は消費税法上の免税事業者であり、適格請求書 (インボイス) を交付することができません。
- 貴社における勘定科目および消費税区分の判断は、貴社経理・税務ご担当部門にてお願いいたします。

- ・ 退会

- 退会をご希望の場合は、事務局まで書面または電子メールにてご連絡ください。

申込み方法

★入会申込書にご記入の上、Mail・FAX・郵送にてご返送ください。

特定非営利活動法人 愛媛外科交流センター 事務局

〒791-0204 愛媛県東温市志津川 454 番地

E-Mail: info@e-surgery.jp FAX: 089-960-5335

Ⅲ. 共通事項（ご寄付・賛助会員に共通）

◆情報公開について◆

当法人は、日本製薬工業協会「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」、日本医療機器産業連合会「医療機器業界における医療機関等との透明性ガイドライン」をはじめとする関係諸規範およびその精神に従い、貴社が本拠出に係る金額等を公開されることに同意いたします。

◆個人情報の利用目的◆

ご記入いただいた法人名・ご芳名・ご住所・ご連絡先等の個人情報は、

- ① ご寄付・ご入会に関するご連絡、
- ② 入金確認および領収書の発行、
- ③ 機関誌等の送付、
- ④ 次年度以降のご案内、

の目的にのみ利用いたします。法令に基づく場合を除き、ご本人の同意なく第三者に提供いたしません。開示・訂正・利用停止等のお申出は、下記事務局までご連絡ください。

◆反社会的勢力の排除について◆

当法人および貴社（ご本人）は、自己が暴力団等の反社会的勢力に該当しないことを相互に表明し、これに反することが判明した場合、当法人は催告を要することなく本申込を解除できるものとします。

◆お問合せ先◆

特定非営利活動法人 愛媛外科交流センター 事務局

〒791-0204 愛媛県東温市志津川 454 番地

（愛媛大学大学院医学系研究科心臓血管・呼吸器外科学講座内）

FAX： 089-960-5335 E-mail： info@e-surgery.jp

特定非営利活動法人愛媛外科交流センター 定款

第1章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人愛媛外科交流センターという。但し、英字では「EHIME Surgeon Association」と表記する。また、通称を「eSurgery」と表記する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を愛媛県東温市志津川 454 番地に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、愛媛大学外科及びその協力医療機関に属する医師・コメディカル及びその医療機関・法人が在する地域社会に対し、医学知識普及・啓発等の事業を行い、最新の高度外科専門技術と知識を持つ人材の育成を行うとともに、地域医療システム形成に貢献できる人材と後進医師の育成に努める。また、地域社会へ積極的な啓蒙活動を通じて、地域社会の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 科学技術の振興を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 臨床試験・治験促進事業
- (2) 医学教育・学術会議支援事業
- (3) 医学知識普及・啓発事業
- (4) 医療技術開発支援事業
- (5) 医工連携促進事業
- (6) 国際貢献促進事業
- (7) 地域社会貢献促進事業

第 3 章 会員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員及び名誉会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員：この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。
- (2) 賛助会員：この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体。

-2
(入会)

第 7 条 会員として入会を希望するものは、この法人所定の様式による入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

- 2 理事長は、会員の入会申込について、遅滞なく理事会の承認を得なければならない。
- 3 理事会は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、理事会が第 2 項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 会員は、理事会において定め、総会で承認を得た入会金及び会費を納入しなければならない。ただし名誉会員は会費を免除することができる。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して 2 年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人及び他の会員の名誉を毀損したとき。
- (3) この法人の目的及び事業に違反または障害となる行為をしたとき。
- (4) 会員としての義務に違反したとき。

(守秘義務)

第 12 条 会員は、この法人の活動に関して知り得た情報について守秘義務を負い、これらを窃用、漏洩してはならない。

(拠出金品の不返還)

第 13 条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員等

(種類及び定数)

第 14 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 9 人以上 15 人以内
- (2) 監事 1 人以上 5 人以内

-2 理事のうち、1 人を理事長とする。

(選任等)

第 15 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 愛媛大学に定籍を置く者が、理事の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 16 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。
- (任期等)
 第 17 条 役員の任期は、2 年とする。但し、再任を妨げない。
 -2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 -3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 -4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- (欠員補充)
 第 18 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。
- (解任)
 第 19 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
 (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
 (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
 (3) 法令又は定款に著しく違反する行為があったとき。
- (報酬等)
 第 20 条 役員は報酬を受けることはできない。
 -2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 -3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。
- (顧問)
 第 21 条 この法人に、必要に応じて顧問を置くことができる。
 -2 顧問は、理事の推薦に基づき理事会において選任する。
 -3 顧問は、この法人の運営に関する重要な事項について理事長の諮問に応じるとともに、適宜理事会に出席し、意見を述べることができる。
 -4 顧問は、理事会における議決権を持たない。
- (幹事)
 第 22 条 この法人に、幹事を 50 名以内で置くことができる。ただし、幹事になろうとするものは、正会員でなければならない。
 -2 幹事は、愛媛大学外科関連講座及び協力病院の責任者またはそれに準じる者からの推薦により理事会で審議・選出し、理事長がこれを任免する。
 -3 幹事は、幹事会を構成し、理事会の諮問に応じ、この法人の活動や運営に助言をすることができる。
 -4 幹事は、必要と思われる活動や運営に関する提言がある場合、幹事会でその総数の 3 分の 2 以上の議決をしたのちに、理事会に審議を勧告することができる。
 -5 幹事は、理事会における議決権を持たない。
 -6 幹事の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 第 5 章 総会**
- (種別)
 第 23 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。
- (構成)
 第 24 条 総会は、正会員及び名誉会員をもって構成する。
- (権能)
 第 25 条 総会は、以下の事項について議決する。
 (1) 定款の変更
 (2) 解散
 (3) 合併
 (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
 (5) 事業報告及び活動決算
 (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
 (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 55 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 (8) その他運営に関する重要事項
- (開催)
 第 26 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。
 -2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 (2) 正会員及び名誉会員の総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 (3) 第 16 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。
- (招集)
 第 27 条 総会は、第 26 条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。
 -2 理事長は、第 26 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 -3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。
- (議長)
 第 28 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員及び名誉会員の中から選出する。
- (定足数)
 第 29 条 総会は、正会員と名誉会員の総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。
- (議決)
 第 30 条 総会における議決事項は、第 27 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
 -2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員及び名誉会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (表決権等)
 第 31 条 各正会員と名誉会員の表決権は、平等なるものとする。
 -2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員と名誉会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員または名誉会員を代理人として表決を委任することができる。
 -3 前項の規定により表決した正会員と名誉会員は、第 29 条、第 30 条第 2 項、第 32 条第 1 項第 2 号及び第 55 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
 -4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。
- (議事録)
 第 32 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 (1) 日時及び場所
 (2) 正会員と名誉会員の総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
-2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。
- 第 6 章 理事会**
(構成)
第 33 条 理事会は、理事をもって構成する。
(権能)
第 34 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1) 総会に付議すべき事項
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(3) 入会金及び会費の額
(4) 事務局の組織及び運営に関する事項
(5) その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
(開催)
第 35 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 理事長が必要と認めたとき。
(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3) 第 16 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から 招集の請求があったとき。
(招集)
第 36 条 理事会は、理事長が招集する。
-2 理事長は、第 35 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 1 4 日以内に理事会を招集しなければならない。
-3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。
(議長)
第 37 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
(定定数)
第 38 条 理事会は、理事総数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。
(議決)
第 39 条 理事会における議決事項は、第 36 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
-2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(表決権等)
第 40 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
-2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
-3 前項の規定により表決した理事は、第 39 条第 2 項及び第 4 1 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
-4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
(議事録)
第 41 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
-2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。
- 第 7 章 委員会**
(設置等)
第 42 条 この法人の事業を遂行するために、委員会を設置する。
-2 委員会は理事会の決議を得て、事業目的毎に設置する。
-3 委員会の委員長は、原則として理事が兼務するものとし理事会が選任する。ただし、理事会において必要があると認めたときは、理事以外の者から選任することを妨げない。
-4 委員会の運営に関する細目は、理事会で定めるところによる。
- 第 8 章 事務局**
(設置等)
第 43 条 事務を処理するため事務局を設け、事務局長及びその他の必要な職員を置くことができる。また、会務の遂行に必要な幹事（総務幹事・会計幹事・庶務幹事）を置くことができる。
-2 事務局長は、理事長が任命する者で、医局長もしくはそれに準じる者が就任する。
-3 事務局長は理事会等必要な会議に出席し発言権を有することとするが、議決権は有しない。
-4 事務局には、事務局長が必要と判断した場合、理事長が任免する職員を置くことができる。
-5 事務局の運営に関する細目は、理事会で別途定めるところによる。
- 第 9 章 資産及び会計**
(資産の構成)
第 44 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1) 設立当初の財産目録に記載された資産
(2) 寄付金品及び助成金
(3) 入会金及び会費
(4) 事業に伴う収益
(5) 財産から生じる収益
(6) その他の収益
(資産の区分)
第 45 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。
(資産の管理)
第 46 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。
(会計の原則)
第 47 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。
(会計の区分)
第 48 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。
(事業計画及び予算)
第 49 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。
(暫定予算)
第 50 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることが出来る。
-2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。
(予備費の設定及び使用)
第 51 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
-2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

- (予算の追加及び更正)
- 第 52 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。
- (事業報告及び決算)
- 第 53 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。
- (事業年度)
- 第 54 条 この法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり翌年 6 月 30 日に終わる。
- (臨機の措置)
- 第 55 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 10 章 定款の変更、解散及び合併

- (定款の変更)
- 第 56 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員及び名誉会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更しようとする場合、所轄庁の認証を得なければならない。
- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 総会及び理事会に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項
- (解散)
- 第 57 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。
- (残余財産の帰属)
- 第 58 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、解散時の総会において出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経て選定された他の特定非営利活動法人若しくは法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散時の総会の議決により選定されたものとする。
- (合併)
- 第 59 条 この法人が合併しようとするときは、総会において 正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 11 章 公告の方法

- (公告の方法)
- 第 60 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、ホームページ等で公開して行う。

第 12 章 雑則

- (細則)
- 第 61 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
- | | |
|-------|---------|
| 理 事 長 | 泉 谷 裕 則 |
| 理 事 | 今 井 良 典 |
| 同 | 大 谷 広 美 |
| 同 | 佐 川 庸 史 |
| 同 | 曾 我 部 仁 |
| 同 | 高 田 泰 次 |
| 同 | 堀 條 禎 久 |
| 同 | 北 堀 内 淳 |
| 同 | 渡 部 祐 司 |
| 監 事 | 小 川 晃 平 |
| 同 | 黒 部 裕 嗣 |
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、特段の理由がない限りに於いては、2025 年 6 月 30 日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、設立総会の定めるところによる。
5. この法人の設立初年度の事業年度は、第 54 条の規定にかかわらず、成立の日からその年度末日 6 月 30 日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。以後、理事会での決議・総会での承認を経て細則により定める額とする。

	入会金	年会費
正会員	0 円	5,000 円
賛助会員	0 円	50,000 円(1 口)
個 人	0 円	5,000 円

この写しは、定款の原本と相違ないことを証明します。

令和 5 年 7 月 3 日

愛媛県東温市志津川 454

特定非営利活動法人愛媛外科交流センター

理 事 長 泉 谷 裕 則 [公印略]

申 込 書

(賛助会員・寄付)

※最新の事業計画書・活動予算書・事業報告書・活動計算書が必要な場合は、
お手数ですが下記からダウンロードください

<https://www.e-surgery.jp/activityreports>



【ご寄付・賛助会員会費受入に関する取扱】

特定非営利活動法人 愛媛外科交流センター(eSurgery)では、日本製薬工業協会、日本医療機器産業連合会等の各団体が定める「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」等をはじめとする関係諸規範およびその精神に従い、協賛会社による本法人への拠出金額等の情報公開に同意します。

賛助会員申込書

年 月 日

特定非営利活動法人 愛媛外科交流センター 理事長 殿

下記の通り、賛助会員の申込みを行います。

ホームページ・年次機関誌への法人名（ご芳名）の掲載 ☐ 同意する ☐ 同意しない

（会員期間：当法人の会計年度＝毎年 7 月 1 日～翌年 6 月 30 日。年度途中入会の場合も日割計算はいたしません。法人の場合は社印または担当者印をご捺印ください）

賛助会員種別	☐ 法人（法人の方は下記に□数を記入ください） ☐ 個人		
法人名・担当部署 （個人の場合、入力不要）			
ご芳名			
ご住所	〒		
TEL		FAX	
E-mail			

		年会費	□数
☐	個人賛助会員	5,000円/年	1 □
☐	法人賛助会員	50,000円/年	___ □

※本申込による賛助会員は、期間満了後、同一条件で 1 年間自動更新されます。

通信欄 （連絡事項があれば、ご記入ください）

[]

※申込書送付先：

特定非営利活動法人 愛媛外科交流センター 事務局

〒791-0204 愛媛県東温市志津川 454 番地

（愛媛大学大学院医学系研究科心臓血管・呼吸器外科学講座内）

E-Mail: info@e-surgery.jp FAX: 089-960-5335

事務局	eSurgery 寄付	受付日： _____	管理番号： _____
		領収書： ☐ 済	発行日： _____

Ver. K2609-02

寄付申込書

年 月 日

特定非営利活動法人愛媛外科交流センター 理事長 殿
(寄付者)

住 所： 〒

氏 名： (法人にあっては、法人名及び職・氏名)

印

電話番号：

下記の通り寄付いたします。

記

1. 寄付金額 金 _____ 円也

2. 寄付の目的

3. 寄付の条件【使途（人指定・寄付使途制限）等あれば記載ください】

4. 当法人における公表について

☐ 寄付者名、寄付金額の公表に同意する

☐ 公表に同意しない

5. 備考

※寄付申込書送付先：

特定非営利活動法人 愛媛外科交流センター 事務局

〒791-0204 愛媛県東温市志津川 454 番地

(愛媛大学大学院医学系研究科心臓血管・呼吸器外科学講座内)

E-Mail: info@e-surgery.jp FAX: 089-960-5335

事務局	eSurgery 寄付	受付日： _____	管理番号： _____
		領収書： ☐ 済	発行日： _____

Ver. K2609-02